

「全国一律最低賃金制度」の創設と中小企業支援策の充実を求める意見書

国は、最低賃金法に基づき地域別に最低賃金を決定しているが、最低賃金の地域間格差は年々拡大しており、平成 30 年度においては、最低賃金が最も高い東京都と最も低い鹿児島県では、時間額で 224 円の格差が生じている。

全国労働組合総連合などが実施している最低生計費試算調査によると、1 人の労働者が自立して生活するために必要な最低生計費は、都市部と地方でほとんど差がないとされている。

加えて、最低賃金の格差が生じることにより、労働者が賃金の低い地方から賃金の高い都市部へ流出し、地方の経済活力を低下させる一因にもなりうることから、最低賃金の地域間格差を解消するよう制度を改善する必要がある。

また、地方においては、都市部に比べて中小企業の占める割合が大きいことから、経済を活性化させるためにも、中小企業が生産性を向上させ競争力を強化するとともに、最低賃金の引き上げを図ることが必要である。

よって、政府においては、最低賃金法を改正し、「全国一律最低賃金制度」を創設するとともに、中小企業に対し、最低賃金の引き上げに対応できる環境を整備するための支援を充実させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）7月5日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）日本共産党所属議員全員